主 請求人に対し金三万五千円を交付する。 理 由

本件補償請求の要旨は、請求人は器物損壊、強姦致傷被告事件について起訴公判に付せられ、昭和三十一年五月八日広島高等裁判所において強姦致傷の点につき無罪の言渡を受け同判決は同月二十三日確定した。よつて未決勾留による刑事補償を求めるというのである。

よつて請求人に対する前記被告事件記録を調査してみるに、請求人は器物毀棄 脅迫被疑事件について昭和三十年四月二十八日現行犯逮捕せられ、次いで同月三十 日山口簡易裁判所裁判官発付の勾留状により抑留せられ、同年五月十二日強姦致傷 器物損壊の公訴事実について山口地方裁判所に起訴せられた。そこで同裁判所は同 年六月八日第一回公判を開廷して審理したところ、被告人が器物損壊の点を自白し 強姦致傷の点を否認したので検察官において器物損壊に関する証拠の全部及び強姦 致傷に関する証拠の一部を提出し、その証拠調をなし強姦致傷に関する証拠調のた め審理を続行し、同年七月十六日裁判所外における証拠調をなし、同年九月七日から同年十一月二日までの間に三回公判を開廷して審理を続け、同月二十一日第五回 公判廷において全公訴事実を有罪と認定し、「被告人(請求人)を懲役三年に処す る。未決勾留日数中六十日を右本刑に算入する。」旨の判決を言渡した。ついで同 十九日請求人が広島高等裁判所に控訴したので、同裁判所においては同三十一 年二月七日第一回公判廷を開き、同年三月二十四日強姦致傷の点について検証並び に証人尋問をなし、同年月四十九日勾留取消決定をなし(即日釈放)同年五月八日 原判決を破棄し、強姦致傷の点は無罪、器物損壊の点について被告人(請求人)を 懲役四月に処する。但し原審の未決勾留日数中六十日を右本刑に算入する旨の判決 を言渡し、同判決は同月二十三日確定した。その結果右懲役四月の刑は確定と同時に執行するものとすれば、同年九月二十二日の経過と共に終了すべきところ、原審 の未決勾留日数中六十日を裁定通算し、原判決破棄の結果控訴審の未決勾留日数を 法定通算されたため刑期を満たし、なお残余があり、従つて検察官においては前記 判決確定と同時に刑期を満了したものと認め刑の執行指揮をしなかつたものである ことを認め得る。

よつて刑事補償法第十六条前段に従い主文の通り決定する。 (裁判長裁判官 伏見正保 裁判官 村木友市 裁判官 小竹正)